第四条の五の六　（略）

（損失の補償の裁決申請書の様式）

第四条の五の七　令第三十五条の四の規定による裁決申請書の様式は、別記様式第五の二とし、正本一部及び写一部を提出するものとする。

（保管違法放置等物件一覧簿の様式）

第四条の六　令第十九条の六第二項（令第十九条の十一において準用する場合を含む。）の規定による保管違法放置等物件一覧簿の様式は、別記様式第五の三とする。

（違法放置等物件の返還に係る受領書の様式）

第四条の八　令第十九条の十（令第十九条の十一において準用する場合を含む。）の規定による受領書の様式は、別記様式第五の四とする。

（道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設）

第四条の十六　令第三十五条の六第一号の国土交通省令で定める工作物又は施設は、通路に設けられた雨よけとする。

（利便施設協定の公告等）

第四条の十七　法第四十八条の二十一第一項の公告及び同条第三項の公示（同条第四項において準用する場合を含む。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

一～四　（略）

（道路協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）

第四条の十八　法第四十八条の二十三第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

（道路協力団体の指定）

第四条の十九　法第四十八条の二十三第一項の規定による指定は、法第四十八条の二十四各号に掲げる業務のうち道路協力団体が行うもの及び当該業務を行う道路の区間を明らかにしてするものとする。

（道路協力団体が業務として設置又は管理を行う工作物等）

第四条の二十　法第四十八条の二十四第二号の国土交通省令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一～七　（略）

（道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例の対象となる行為）

第四条の二十一　法第四十八条の二十七の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる承認又は許可の区分に応じ、当該各号に定める行為（当該道路協力団体がその業務を行う道路の区間において行うものに限る。）とする。

一　（略）

二　法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可　工事用施設、工事用材料その他これらに類する工作物、物件若しくは施設で道路に関する工事若しくは道路の維持のためのもの、前条各号に掲げる工作物、物件若しくは施設又は看板、標識その他これらに類する物件で道

第四条の五の五　（略）

（新設）

（保管違法放置等物件一覧簿の様式）

第四条の六　令第十九条の六第二項（令第十九条の十一において準用する場合を含む。）の規定による保管違法放置等物件一覧簿の様式は、別記様式第五の二とする。

（違法放置等物件の返還に係る受領書の様式）

第四条の八　令第十九条の十（令第十九条の十一において準用する場合を含む。）の規定による受領書の様式は、別記様式第五の三とする。

（道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設）

第四条の十六　令第三十五条の四第一号の国土交通省令で定める工作物又は施設は、通路に設けられた雨よけとする。

（利便施設協定の公告等）

第四条の十七　法第四十八条の十八第一項の公告及び同条第三項の公示（同条第四項において準用する場合を含む。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

一～四　（略）

（道路協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）

第四条の十八　法第四十八条の二十第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

（道路協力団体の指定）

第四条の十九　法第四十八条の二十第一項の規定による指定は、法第四十八条の二十一各号に掲げる業務のうち道路協力団体が行うもの及び当該業務を行う道路の区間を明らかにしてするものとする。

（道路協力団体が業務として設置又は管理を行う工作物等）

第四条の二十　法第四十八条の二十一第二号の国土交通省令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一～七　（略）

（道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例の対象となる行為）

第四条の二十一　法第四十八条の二十四の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる承認又は許可の区分に応じ、当該各号に定める行為（当該道路協力団体がその業務を行う道路の区間において行うものに限る。）とする。

一　（略）

二　法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可　工事用施設、工事用材料その他これらに類する工作物、物件若しくは施設で道路に関する工事若しくは道路の維持のためのもの、前条各号に掲げる工作物、物件若しくは施設又は看板、標識その他これらに類する物件で道